

非常変災その他緊迫事態における連絡について（お願い）

台風等非常変災の発生の恐れがあるときは、下記の要領で臨時休業等の措置をとることに致しますのでご承知おきください。

また、大雨・洪水・大雪等、暴風以外の「警報および注意報」等については、地域および学校で独自の措置をする場合もありますが、原則としては通常どおり登校させていただきます。

【学校休業における判断基準】

（守山市を含む地域において）

- ①「暴風警報」発令のとき（午前 7 時 00 分現在）・・・臨時休業
 - ②「特別警報」発令のとき・・・その内容がどのようなものであっても臨時休業
- * それ以外の場合は原則として通常通り登校です。

【台風の接近状況により、登校後に暴風警報が出た場合について】

台風の接近状況から、登校後に暴風警報が発令される場合があります。その場合はメール配信と本校ホームページでお知らせし、下記の対応を行いますのでご理解ご協力をお願いします。

○台風の接近状況から判断し、保護者への児童引き渡し、または、教師の引率による集団下校を実施いたします。